

駐車場での自動車の転落事故防止対策のお願い

建物や建物の敷地に設けられた駐車場で、運転を誤って自動車が外壁等を突き破り、転落する事故が発生しています。

このような事故は、車内の運転者や同乗者だけでなく、落下した自動車や飛び散った破片などにより、そばを歩いている人や自転車などにも被害が及ぶ重大な事故につながる恐れがあります。建物を所有・管理する方や、これから建物を建てる方は、事故防止のための対策をお願いします。

建築主(建物の所有者や管理者等)の皆さんへ

駐車場の設置や改修をする場合は、自動車の転落事故が起きないように対策を講じてください。

設計や施工に携わる建築士等の皆さんへ

駐車場の設計や施工に際しては、自動車の衝突による衝撃を想定し、転落事故防止対策に配慮してください。

また、必要に応じて、既存の建物についても、所有者や管理者等の方々に、転落事故防止対策を御提案くださいますようお願いいたします。

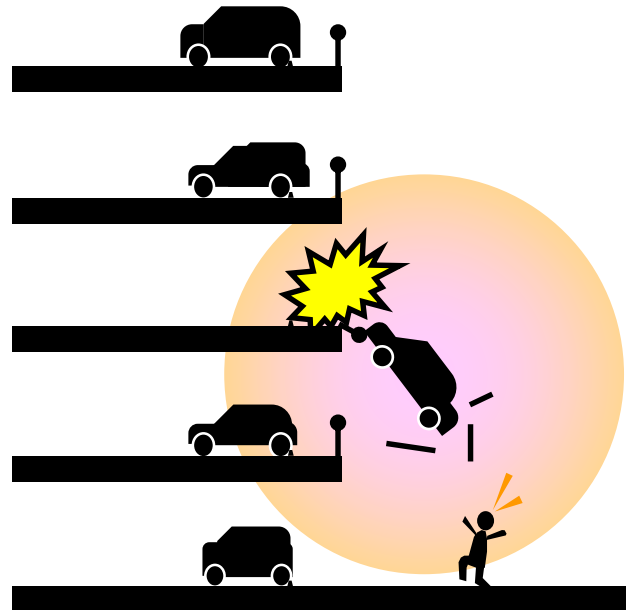
なお、転落事故防止対策については、国土交通省から次の技術的助言や設計指針が示されていますので、参考にしてください。

▶ 技術的助言

平成15年2月25日国住指発8290号
「駐車場における自動車転落事故防止対策について(技術的助言)」

▶ 設計指針

駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針



▶ 国土交通省のホームページで
ご覧いただけます。

国土交通省 建築物事故 検索

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html

ホーム>政策・仕事>住宅・建築>建築>建築物等における事故・災害対策

建築物等における事故・災害対策について

- ▶ 建築物等におけるその他の事故対策について
 - (平成15年2月25日) 駐車場における自動車落下事故防止対策について(技術的助言)

【問い合わせ窓口】

広島市都市整備局指導部建築指導課(電話番号(082)504-2288)または次の問い合わせ窓口

問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号
中区役所建築課	(082) 504-2579	東区役所建築課	(082) 568-7745
南区役所建築課	(082) 250-8960	西区役所建築課	(082) 532-0950
安佐南区役所建築課	(082) 831-4952	安佐北区役所建築課	(082) 819-3938
安芸区役所建築課	(082) 821-4929	佐伯区役所建築課	(082) 943-9745